

若手人材を確保!

未来人材奨学金返還支援事業の

登録事業者

募集!

市と一緒に奨学金を返還しながら働く若者を支援する事業者を募集します。

未来人材奨学金返還支援事業登録のメリット

メリット

1

若手従業員の確保・定着に!

- ・ 貴社への就業が条件となるため、人材確保にご活用いただけます。



メリット

2

従業員の負担軽減に!

- ・ 奨学金返還を行っている従業員の経済的及び心理的負担を軽減できます。



メリット

3

企業のブランド力UP!

- ・ 「従業員を大切にする会社」という印象を求職者に対して与えることができます。



※市への登録は、随時受け付けています。

事業概要

登録対象事業者は？

●下記のいずれかに該当する事業者

① 市内に事業所を有する中小企業

② 保育士、看護師、幼稚園教諭など、福祉・医療・教育の資格に基づく者を雇用する市内に事業所を有する事業者

いずれも、就業規則等で従業員の年間奨学金返還額の3分の1以上を支援することを定めることが必要です。

※市内で農林漁業に従事している方や、起業している方についても別途支援します。

補助対象者は？

●下記の要件をすべて満たす方

- ・大学等を卒業し、登録事業者に新規に正規雇用された者（就業した日の年齢が30歳以下に限る）
- ・市内に居住している者
- ・奨学金返還の滞納がないこと。
- ・他の奨学金の返還制度の助成又は補助を受けていないこと。

補助対象期間は？

●最大5年間（60カ月）

補助金額は？

●市から従業員へ、1年間に返還した奨学金の3分の1を補助します（上限6万円/年）
（従業員1/3、事業者1/3、市1/3）

従業員の負担額 6万円	事業者の負担額 6万円	市の負担額 6万円
----------------	----------------	--------------

〈1年間の返還額が18万円の場合のイメージ〉

Q&A

Q1) 未来人材奨学金返還支援事業に登録するための条件は何ですか？

A1) 就業規則等で従業員の1年間の奨学金返還額の3分の1以上を支援することを定めること、暴力団・暴力団員との関係がないこと、市税を滞納していないことが条件になります。

Q2) 令和4年度以前に採用した従業員は対象になりますか？

A2) 令和5年4月1日以降に採用された従業員が対象となりますので、令和4年度以前に採用された従業員は対象になりません。

制度の詳細・登録方法は？

制度の詳細や登録方法については、ホームページでご確認ください。

周南市 未来人材

検索

制度の概要



登録事業者の募集



問い合わせ先

周南市企画部企画課公立大学連携室

TEL:0834-22-8834 FAX:0834-22-8224

E-mail:kikaku@city.shunan.lg.jp